

(事業者向け)

申請ご担当者様

特例介護給付費の申請について（案内）

特例介護給付費の申請について、下記のとおりご案内いたします。

なお、ご不明な点がございましたら、「5 送付・問い合わせ先」までご連絡ください。

記

1 提出書類

- (1) 障がい福祉サービス等に関する申請書
- (2) 申立書
- (3) サービス等利用計画案・障がい児支援利用計画案

※様式は下記の福岡市ホームページから入手できます。

様式（1）

健康・医療・福祉 → 福祉・障がい者 → 障がいのある方 →

障がい福祉サービス（居宅介護、同行援護、短期入所、生活介護、共同生活援助など） →

1 申請書関係

様式（2）

健康・医療・福祉 → 福祉・障がい者 → 福祉事業者に関する事 →

障がい福祉サービス等（居宅介護、相談支援事業、生活介護、共同生活援助など） →

5 自己点検表、事業所運営にかかる届出・報告等の各種様式 → 4 特例介護給付費

様式（3）

健康・医療・福祉 → 福祉・障がい者 → 福祉事業者に関する事 →

障がい福祉サービス等（居宅介護、相談支援事業、生活介護、共同生活援助など） →

3 相談支援事業 → 2 特定相談支援事業（計画相談支援）

※（3）については、（1）、（2）を提出された後に区から別途提出を依頼いたします。

2 特例介護給付費の申請手順

- (1) 各区役所へ障がい福祉サービスを支給決定前に緊急やむを得ない理由により利用することについて相談してください。
- (2) 各区役所へ障がい福祉サービス等に関する申請書、特例介護給付費に関する申立書を提出してください。
(介護給付費、特例介護給付費の申請が必要となります。)
- (3) 各区役所からサービス等利用計画案・障がい児支援利用計画案の提出を依頼します。
- (4) 各区役所へサービス等利用計画案・障がい児支援利用計画案を提出してください。

- (5) 各区役所から介護給付費支給申請書受理書を交付します。
- (6) 各区役所から介護給付費の支給決定通知書及び特例介護給付費支給決定通知書を交付します。

3 申請上の注意

特例介護給付費の申請にあたっては、介護給付費の申請も行ってください。

4 利用上の注意

- (1) 特例介護給付費が支給されるサービスの内容・支給量は、障がい福祉サービス（介護給付費）で支給決定されたサービスの内容・支給量の範囲内です。超えた分はすべて利用者の負担となります。
- (2) 障がい支援区分が非該当と認定された場合、特例介護給付費は支給されませんので、利用されたサービスの費用はすべて利用者の負担となります。

5 送付・問い合わせ先

お住まいの区役所（福祉・介護保険課又は健康課）